

第3班 「ふるさと体験と里山再生」

班 員：☆高地、坪野、橋本 (☆:班長)

1. はじめに

小矢部市に誇れるものは何かと問いかけたとき、豊かな自然を挙げる人は多い。しかしながら、現在、里山の自然が急速に荒れつつあります。

小矢部市の気候は基本的に冷温帯であるため、白谷や殖生の山にはブナ（落葉広葉樹）の木が生育しています。ブナの木は日本の冷温帯地域で森のもっとも安定した状態（極相林）を形成する樹種です。ここで貴重なのは、この地では、日本の温帯地域で極相林を作る樹種のウラジロガシ（常緑広葉樹）も混生する場所であることです。ブナは氷河期から温暖期（縄文時代海進）を経て、現在まで、その分布を水平方向・垂直方向に変動してきたと考えられます。

その恵の森が、いまや森林業の担い手不足で手入れがされずに放置され、はびこった竹林が森林を脅かす勢いで広がり、山全体が水源涵養などのすばらしい機能を失おうとしています。森林に侵入した竹の除去を行うなどの森林整備を進めないと、森林の公益的機能が発揮されないばかりか、土砂崩れ等の災害の原因になることが心配されます。

そこで、森林に侵入した竹林をとりはらい、伐採・整備をして、植林を推進することで、里山林の竹林化を防止し、生物の多様性の確保を図りながら森林の持つ公益的機能の回復を促すような仕掛けが必要と考えています。

森林整備等の事業を市全体のこととして、取り組みながら、その作業過程でボランティアを募り、作業そのものを年間の事業計画の中で体験できるように組み立て、環境学習の一環として、また、里山体験として、参加できるようになればいろいろな人が交流でき、市内外から人を集めることが可能です。

現在ある「自然」という資源を活かし、人がいきいきと交流できるような体験交流拠点を構え、自然体験を希望する人を受け入れ、将来的には、短期・長期滞在型の宿泊者を募るような事業を展開することを視野に入れば、活力を生む材料が揃います。

足掛かりとする「里山再生のための作業」とは何か、どのような内容なのかを知るために、次にあげるように、実際に農家を訪れたり、森林ボランティアに加わったりし、体験活動の実現化の可能性を探りました。

2. 自然体験・活動の調査

5月から6月にかけて、農業体験模索のために、市内農家（坂田農園（ブドウ）、松永うの花農園（リンゴ）、上田産業（しいたけ）他）に電話や面談によるインタビュー

一を取行し、農業の難しさと体験学習の受け入れについて、話を伺いました。収穫や農産物の育成作業について、繁忙期など時期的な問題や、作業内容の難易度に差があること等、問題点もありますが、農作業の年間計画の中に組み入れることは、不可能ではないことがわかります。

夏季には、大嶺山・三国山ハイキングコースをまわってみて、自然散策コースとしての魅力があることがわかりました。

秋季（9月～11月にかけて）、森林ボランティア研修参加し、実際に荒れている山に入り、竹林の伐採か収集・整理までの作業に取り組みました。体験コースとして、竹細工の作品を作り、持ち帰ることで、より自然を身近に感じることができのではないかと思います。森林についての講義をうけて、富山県の森林への取り組み状況を知り、白樺平の下草刈り・竹林の整備（竹林の伐採・整理・竹細工体験）・炭焼き手伝い・夢想塾長崎喜一氏講演会聴講・植樹後の手入れ作業の見習い、12月に、南谷で炭作りに参加し、樹木の伐採・炭焼き火入れを経験し、自然体験メニューとして、実現性があることが分かります。

3. 森林を取り巻く現状

「はじめに」でも触れましたが、国内の農林業は、輸入木におされ国内材木が売れず、里山整備費用が高騰し、担い手不足になり、だんだん山が荒廃してきています。これでは、森林の持つ公的機能が失われるという危機感から、急速に近年、森林を守る取り組みは注目を集めています。富山県各地で森林での体験をさせる団体が活動しており、様々な層に支持を受けています。

小矢部市にも各種団体（南谷の炭焼きの会、久利須の美谷氏、小矢部山歩きの会等）が存在します。

しかし、これらの団体はお互いに交流することもなく、限られた人や地域で独自の活動をしており、あまり一般人の目に付くことが無い状況です。この団体の掘り起こしと、連携という課題をクリアできれば、活動の柔軟性が高くなります。

4. 今後の取り組み

おやべまちづくり局のようなNPO法人組織を作ること、小矢部市内で活動する団体、個人について把握（統括）することができると考えられます。この組織が中心となり、森での活動について興味のある一般人のための受け皿となるような情報発信や活動、イベントを企画し、各種団体活動との調整・連絡を図ります。

前記の里山再生・体験事業については、長期にわたることでもあるので、長

い目で考えなければならぬ事柄ですが、短期的作業・長期的作業を計画的に組み入れて、自然を守り育てることに関わりながら、交流を生み、活力を増す活動に繋げることを目標とし、次のような事業を提案します。

1. 里山やふるさとの河川の整備

人と動物の境界線である里山を整備することで、「すみわけ」機能を回復させる。(近年の熊の出没等の経験による) 現在、竹林化が進んでいる地域について、ポイントを決めて整備する。

- 1) 土地の所有者の承諾を得た上で、竹林の伐採から始める。
(計画は約30年)
- 2) 伐採・植林手入れなど、段階に応じて管理し、体験客の受け入れ態勢も整える。

2. 未来を担う子供達を地域で育む環境を整える

- 1) 自然の中で、豊かな創造性を身につけることを促す
- 2) 異世代交流の中から素直な人間性を育む

3. メルヘン建築や廃校を活用し、自然を活かした講座や講義を開設する。

- 1) 一日特別イベントとして有名講師を招く。

4. 優れた道路交通網を利用して、全国から随時生徒を募る。

- 1) 1泊2日コース、2泊3日コース、長期型・林間学校型
和倉や能登方面などを訪れる観光客に「小矢部に寄っていってもらう」
コンセプトは、田舎を「体感」、「体験」すること。
体感・・・ 田舎を肌で感じる散策コース
体験・・・ 竹林整備参加・郷土料理のバイキング
竹炭製品の製造・プレゼント

里山再生事業の年間計画を立て、事業の推進と、体験希望者への情報提供と宿泊希望者への案内とコーディネート及び調整、森林ボランティアの協力体制の確立と、炭焼き技術の獲得と、竹炭などの製品の製造販売などを手がけ、メルヘンかぐや炭として、特産化できれば、森林やひいてはその自然への関心が高まる効果が期待されます。

5. おわりに

上記の活動を展開・発展させることにより、関わる人が増え、いろいろな人

が関心を持つようになり、活発な交流が生まれ、賑わいが生まれることにより、まちの活性化に繋がります。また、今後、少子高齢化が進む中で、知識豊富な高齢者の力が不可欠な分野でもあり、子供達に自然を教えることで、同時に異世代の交流も期待できる事業に繋がっていくことが期待されます。

<参考資料・・・里山再生・体験事業計画>

長期計画(50年)

①竹林となっている個々の竹を、まずは切り取ってしまう。

②植林する。明るい場所に松の木をまず植える

③ある程度大きくなると、日陰ができる。

④日陰に強い木(ブナ、ミズナラ、かえで等)を植える。

このとき重要なのは、この山にある広葉樹の種を使うのが一番いい。

(同じブナの木でも、地域によって性質が違うため)、後は余り人が手を入れず、じっと我慢して見守ることが大切。人間の中途半端な介入が里山をダメにする。

⑤10年も経つと、ブナの方が松より大きくなる。

⑥ある程度ブナ林が形成されていく。

⑦余分な木の新芽は間引きする。(木下に日が当たるようにするため)
手順をうまくすれば30年くらいで再生も可能。

短期事業(通年)

①竹林の伐採・竹製品の製作(竹炭など)

②植林作業(苗木づくり・植林・草刈り)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おやまづくり局という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を富山県小矢部市本町1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、まちづくりに関する事業を行い、ふるさとの環境を守りながら、市内の人とひととの交流を促し、まちの活性化を図ることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① まちづくり事業
 - ② 森林整備（竹林の伐採及び植林）事業
 - ③ 環境の保全に係る事業
 - ④ その他の事業
 - ⑤ 竹炭ほか竹・炭製品の製造販売事業
 - ⑥ 環境・森林ボランティアの育成事業
 - ⑦ ふるさと体験企画運営事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的達成に協力する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の任一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の任一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含ま

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会
(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数

れることにならなければならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に権えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくないと認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

のときは、議長が決すところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合）は、その数を付記すること。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもつて償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (招集)
- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者については、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができ、

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならぬ。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならぬ。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散 (合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事 (理事長) 村上一宏
理事 (副理事長) 橋本里美
理事 (副理事長) 高地匡樹
監事 坪野 陸
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|------|-----------|
| (1) 入会金 | 正会員 | 0円 |
| | 賛助会員 | 0円 |
| (2) 会費 | 正会員 | 年額10,000円 |
| | 賛助会員 | 年額 0円 |